

プロローグ

2010年3月の大学設置基準等の改正によりキャリア教育が注目を浴びるようになった。また、「人材認証制度のニーズ及びマッチングに関する調査研究 調査報告書」(株式会社リベルタス・コンサルティング、文部科学省、2013年3月)なども公表されている。いわゆる就職活動と就職後のミスマッチングによる早期退職といった問題が大きく取り上げられるようになると、大学教育にキャリア教育の重要性が求められるようになった。その結果が大学設置基準等の改正である。キャリア教育にはいわゆる社会基礎力と呼ばれる基礎学力的なものを習得させることが狙いでもあるが、昨今では労働意識・仕事観といったキャリア・デザインから就職というものを考え直し、ミスマッチングを是正する方向にあるのではないかと考えられる。本稿は2013年より本学の教育課程を変更し、キャリア教育重視の教育課程を編成したことを踏まえ、人材認証制度とのかかわりから論じるものである。

1 教育基本法と大学設置基準等の改正

2010年3月12日付けで「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行について」(21文科高第628号)の通知により、2011年4月より同設置基準の改正が行われることが発表された。通知による改正の趣旨は以下の通りである。

学生の資質能力に対する社会からの要請や、学生の多様化に伴う卒業後の職業生活等への移行支援の必要性等が高まっており、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組むこと、また、そのための体制を整えることが必要となっています。

大学設置基準等の改正の前に教育基本法が 2006 年に改正され、職業教育に関する考え方が明確されたことも大きな流れの中で意味を見いだせる。以下教育基本法の該当部分を取り上げておきたい。(なお下線部は筆者による)

(改正前)

第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身とも健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(改正後)

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と

郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

教育基本法に定める教育の目標の中にはっきりと職業教育が入ってきたことが大学設置基準等の改正につながっていることは言うまでもないことだ。

2 人材認証制度

「人材認証制度」とは何か。まずこの定義について確認しておきたい。「人材認証制度のニーズ及びマッチングに関する調査研究調査報告書」(2013)によれば以下の通りである。

一定の学習や活動を経た人材の能力、経験等を第三者が客観的に認証等を行う仕組みを網羅的に指す。例えば、自治体や大学等が実施している、〇〇支援士、〇〇学習士、〇〇コーディネーター、〇〇マイスター等の認証制度や講座受講による修了証の交付等を対象に想定しており、原則として法令に根拠のある資格、ある時点における知識・技能の到達度だけを認定する検定試験は含まない。⁽²⁾

この人材認証制度は2010年当時では文部科学省でも「教育支援人材」を中心に扱ってきたが、現在では生涯学習の観点から人材認証制度という大きな枠組みの中で捉えられているようだ。法令に根拠のある国家資格をはじめとする資格や検定試験以外の認証を進めるということはどういうことであろうか。既成概念にとらわれず、人材の能力開発に取り組むことを推奨しているのであろうか。

また、懸念されることは第三者による〇〇士等の乱立やこれでの国家資格等との名称の類似による混乱である。国家資格や検定試験による認定証等の最大の利点は法令に基づいているという根拠のため公的な意味

合いが強いこと、同一の基準や試験の結果等による信頼度がある点である。また、検定試験の場合には生徒・学生以外の一般の方にも受験ができること、広く開放されている点である。

3 大学教育と人材認証制度

大学教育と人材認証制度を考える上で最も重要なことは大学が掲げる「養成する人材像」とのマッチングである。大学は「養成する人材像」を輩出するための「教育課程」を編成することになる。その為、「養成する人材像」と「教育課程」は表裏一体の関係にあり、この延長線上に人材認証制度が存在することになる。大学がこの人材認証制度を採用するにはいくつかの方法があるが、考え方としては以下のようになる。

新設大学

- ・養成する人材像と教育課程が人材認証制度を取り込んでいる場合にはいわゆる卒業要件科目の中に人材認証制度に必要な学習内容を含んだ科目等を取り込み、教育課程を編成することができる。理想とするところは、座学ではなく、いわゆる実習系の科目なども配置し、在学中に学習や活動や経験等を経た人材を養成することである。
- ・人材認証制度については大学独自あるいは他機関との連携、あるいは既設の人材認証機関を活用する。

既設大学

- ・養成する人材像と教育課程が人材認証制度に必要となる習得内容が不足している場合には、新しい教育課程を導入するには学則変更が伴う。あるいは卒業要件以外の科目として設置する場合には、講座としての位置付けとして導入することとなる。この場合には学生が履修する負担についても考慮すべきであろう。

4 武蔵野学院大学の教育課程

武蔵野学院大学は2004年4月に新設大学として開学したが、2013年4月より新しい教育課程を導入した。教育課程の趣旨は大学設置基準の改正によりキャリア教育が重視されたことを受けて、これまで単位化せずに行ってきたキャリア教育（大学では、「インテリジェンスレッスン」と命名）を単位化し、さらに教育課程の見直しを図った。

2013年度より新教育課程が実施されたが、これに伴い本学の「養成する人材像」に一部改定が行われた。以下の5点のうち第1点目に韓国語が追加された。（下線部）

- ① 国際語である英語の能力、プレゼンテーション、ビジネス、インターネット等の応用力を習得し、仏語、中国語、韓国語といった語学能力の幅を広げること。
- ② 文化や国際社会を理解すること。
- ③ 自国文化や歴史、社会を理解すること。
- ④ 乳幼児や高齢者等を理解すること。
- ⑤ ボランティアやインターンシップ、海外研修等の「行動・体験」の領域を重視すること。

韓国語を新たに設置した背景には、本学の海外提携大学として韓国の又石大学との交流があり、交換留学なども実施している背景があること、しかし、交流するにあたり、これまで「韓国文化事情」という授業科目はあったものの語学科目として韓国語がなかったことが課題として残っていた。これまでは夏期休暇期間中の「ステップアップ講座」として2004年以降、スペイン語と韓国語を取り上げてきたが、今回の新教育課程において卒業要件科目として韓国語の導入が決まった。

本学では上記の養成する人材像を実現するため、履修モデルコースについても以下のように改めることとなった。

新履修モデル

国際コミュニケーション・コース
ビジネスコミュニケーション・コース
心理コミュニケーション・コース

旧履修モデル

異文化理解コース
ビジネス理解コース
人間理解コース

大きな違いは「理解」から「コミュニケーション」への発展である。キャリア教育重視の流れの中、問題解決能力の養成が急務であることを受け、教育課程全体をコミュニケーション重視で再構成した。発展の状況は以下の通りとなる。

「国際コミュニケーション・コース」については異文化理解よりも国際語である英語といった語学を重視する方向へ考え方をシフトしたこと。これに伴い学内的にも TOEIC 等を英語科全体で取り組むこととなった。本学では現在、英語の担当教員はすべて専任教員であるため、意思統一も図りやすく、これにより留学などのさらなる促進、就職支援としての英語力の増強などを図ることとなる。

「ビジネスコミュニケーション・コース」については、ビジネス系の授業科目を新たに設置するなど、学生のニーズに応えると共に、キャリア教育の一環としての役割も担うものである。

「心理コミュニケーション・コース」は教職課程だけに設置していた心理系統の科目を卒業要件科目としても設置することでより多くの学生が履修できる工夫をした。これには中央教育審議会の教職課程の視察のおり、教職課程履修者を増やすような学内的な工夫を求められたこともあるが、学生より「心理学をもっと勉強したい」という声が多かったことが大きな理由である。なお、大きな科目構成は以下のようになった。

新教育課程

基礎科目

旧教育課程

基礎科目

言語コミュニケーション科目
デジタルコミュニケーション科目

人間コミュニケーション理解関連科目
日本理解関連科目
国際事情理解関連科目

国際コミュニケーション実習

国際コミュニケーション関連ゼミ

言語コミュニケーション科目
コンピュータコミュニケーション科目

人間理解関連科目
日本理解関連科目
国際情勢理解関連科目
地域事情理解関連科目

国際コミュニケーション実習

国際コミュニケーション関連ゼミ

科目群としての大きな変更は国際情勢的な内容を大幅に少なくしたことから、旧教育課程の「国際情勢理解関連科目」と「地域事情理解関連科目」を統合したことだ。各科目も改定の内容は以下の通りである。

基礎科目

- ・隣接する科目の統廃合を行った。
- ・キャリア教育重視観点から1年～3年のそれぞれ前期・後期に必修科目として「キャリア・デザイン」を配置した。これによりセメスター制のため、キャリア・デザイン1～6を配置することとなり、入学後から3年生までは卒業要件科目の必修として配置した。キャリア教育、就職支援などが3年生まで一貫して行われることで強化されることになり、大学設置基準の改正の趣旨にあったものとなる。

言語コミュニケーション科目

- ・一部の科目の廃止及び科目名称変更。
- ・新科目として「韓国語Ⅰ」「韓国語Ⅱ」を設置。

デジタルコミュニケーション科目

- ・教職課程（情報科）と上級情報処理士の免許・資格の課程を廃止したため、理論的なものよりも操作重視、ソフトやアプリの活用に特化した授業への内容変更。

人間コミュニケーション理解関連科目

- ・一部の科目の廃止及び科目名称変更。
- ・学生からの要望等を取り入れ、心理学系、福祉系の科目を設置の趣旨や養成する人材像と整合性のある範囲で新たに設置した。
- ・教職課程履修者への優遇を図るため、教職課程の「教職に関する科目」の一部を卒業要件科目に配置。

日本理解関連科目

- ・一部の科目の廃止及び科目名称変更。
- ・留学生への配慮と教職課程履修者への優遇を図るため、教職課程の「教職に関する科目」の一部と日本語教員養成課程の一部の科目を卒業要件科目に配置。

国際事情理解関連科目

- ・国際情勢系統の科目、文化事情の科目の統廃合を行った。
- ・国際経営、国際金融（金融論をの科目名称変更）を配置。

国際コミュニケーション実習

- ・「国際ボランティア」の履修者が極端に少ないため、科目の廃止。国内における交流を目的とする「国際交流」を廃止。「日本の伝統文化」については今後の内容の流動性に対応するため、内容を限定するカッコ付きを削除。

国際コミュニケーション関連ゼミ

- ・履修上の簡便化、担当教の負担減のため、各演習を4単位ものを2単位へ。また、3年、4年の学生指導を考え、選択必修科目から必修科目へ科目の位置付を強化した。

旧課程では必修科目は16単位であったが、新教育課程では27単位となる。新教育課程の必修科目は以下の通りである。なお、「キャリア・デザイン6」（1単位）を除き、他はすべて2単位の科目である。

1年前期	キャリア・デザイン1、English Reading Oral English
1年後期	キャリア・デザイン2、English Writing Advanced Oral English
2年前期	キャリア・デザイン3
2年後期	キャリア・デザイン4
3年前期	キャリア・デザイン5、演習I
3年後期	キャリア・デザイン6、演習II
4年前期	演習III
4年後期	演習IV

本学は開学以来学生指導にも力を入れているため、1・2年生はクラス担任及びキャリア・デザイン1～4において指導し、3～4年生はキャリア・デザイン5～6、演習I～IV（ゼミ）、就職部が学生指導に当たることになる。3～4年生は就職活動などもあり、学生指導の終着点卒業と卒業後の進路となれば、就職部との連携は無視できるものではない。本学は1・2年生についてはクラス担任制度、3・4年生はゼミ担当教員がこの役割を果たすことになるため、学年を通して教科内外で学生指導をこれまで以上に行うこととなる。

5 武蔵野学院大学の人材認証制度

本学が導入している人材認証制度を考察する前に、まず本学で取得可能な資格等について取り上げておきたい。ここで言う「資格」とは本学の教育課程を修了した時に取得できる免許・資格・認定証等のことを指す。なお、「資格」はキャリア教育を推進する上で有効なことは言うまでもないことだ。自らの資質・能力を開発しを旨とし、学習の成果に認定等されるものである。国家資格にかかわるものから民間の資格までであるが、価値ある資格の取得に向けた勉強と専門領域におけるスキルアップを図ることができる。重要なことはこうした資格等が本学の建学の精神、教育方針、養成する人材像と合致していることである。

本学の新しい教育課程とこれに関係する資格は以下の通りである。

- (1) 教職課程（英語科） 中学校教諭1種、高等学校教諭1種
- (2) プレゼンテーション実務士
- (3) 実践キャリア実務士
- (4) 日本語教員
- (5) 社会福祉主事任用資格

この5つの資格を本学の養成する人材像に当てはめると次のようになる。

- ① 国際語である英語の能力、プレゼンテーション、ビジネス、インターネット等の応用力を習得し、仏語、中国語、韓国語といった語学能力の幅を広げること。
→教職課程（英語科）、プレゼンテーション実務士
- ② 異文化や国際社会を理解すること。
→教職課程（英語科）、実践キャリア実務士
- ③ 自国文化や歴史、社会を理解すること。
→ 日本語教員

- ④ 乳幼児や高齢者等を理解すること。
 - 社会福祉主事任用資格
- ⑤ ボランティアやインターンシップ、海外研修等の「行動・体験」の領域を重視すること
 - 教職課程（英語科）、実践キャリア実務士

本学が活用している人材認証制度は、一般財団法人全国大学実務教育協会認定によるプレゼンテーション実務士と実践キャリア実務士、文化庁「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」の『日本語教員のための教員養成について』の基準による日本語教員がある。

（１）プレゼンテーション実務士

一般財団法人全国大学実務教育協会認定のプレゼンテーション実務士は 2004 年 4 月の開学と同時にその教育課程を配置したが、2013 年 4 月より新しい教育課程となる。同協会への申請書類よりその設置の趣旨等を掲載しておきたい。以下は 2003 年 12 月申請時の提出書類の内容である。

（主となる学科の教育目標）

本学学則に定められている通り、本学は教育基本法・学校教育法及び建学の精神に基づき、教育を社会との関連において捉え、他者理解を根底においた創造的な知性と豊かな人間性及び高度情報化社会に対応できる諸能力をそなえ、我が国及び国際社会の発展に寄与する主体性のある人材の育成を目的とする。

（称号に関する教育体系）

現代の社会において、組織における他者との関わり方の中で、他者に自己の意思や意図を明確に伝え正確な影響力を行使することので

きる人材が求められている。それを実現するため、活動的な表現演習とともに情報機器等の活用などを取り入れながら、より理論的、実践的な学習を行う必要がある。

そのためには、必修科目の「日本語表現法」「プレゼンテーション」においてプレゼンテーションの基本的な理論を学び、「プレゼンテーション演習Ⅰ」「プレゼンテーション演習Ⅱ」「情報機器利用プレゼンテーション演習」では実践的なプレゼンテーションの方法をコンピュータを含め様々な機器の利用法を取り入れて学習する。本学のカリキュラムのうち、人間コミュニケーション理解関連科目には、「コミュニケーション概論」「異文化コミュニケーション」「言語的コミュニケーション」「言語的コミュニケーション論1（音楽表現）」「非言語的コミュニケーション論2（造形表現）」「言語的コミュニケーション論3（行動表現）」「コマーシャル表現論」「映像表現論」なども配置されており、プレゼンテーション能力の向上に資すると考えられる。さらには、ビジネスにおけるプレゼンテーション能力を重視する観点から、ビジネス実務分野より「ビジネス英語」「ビジネス・マネジメント」等の科目、企業経営の分野から「現代企業と職業」等、情報関連分野から「情報処理入門」「情報検索」「マルチメディア表現」等、現代社会の分野から「日本文化論」「国際情報論」等、人間行動の分野から「心理学概論」「発達心理学」「社会心理学」等の科目を配置した。多様な科目を配置することによって、プレゼンテーションの内容の組み立てや、資料の適切性をより確かなものに出ることが出来ると考えられる。「プレゼンテーション実務士」コースと「上級情報処理士」のコースを併せて履修することによって職業人の能力の資質向上を図ることが出来るので、その方向性で学生を指導し、氾濫する情報を主体的に選択、整理し適切に自己表現できる能力を身につけさせる。

以上のような教育を通して本学の教育目標である、我が国及び国

際社会の発展に寄与する主体性のある人材の育成に期する。

プレゼンテーション実務士は本学の「教育上の理念、目的および養成する人材像」の5つの観点の第1「国際語である英語の能力、プレゼンテーション、ビジネス、インターネット等の応用力を習得し、仏語、中国語といった語学能力の幅を広げること」に合致するものである。

(2) 実践キャリア実務士

一般財団法人全国大学実務教育協会認定の実践キャリア実務士は2013年度より新しく導入される資格である。協会が「大学教育から就業へつなぐ教育課程」を提案したものである。本学が新教育課程に伴う学則変更を決定後の3月に同協会より実践キャリア実務士の導入の通知を受けた。もともとキャリア教育を推進する意味で新教育課程を導入する目的であったため、その教育体系は新教育と合致しているため、前述のプレゼンテーション実務士と共に本学の「建学の精神」や「教育上の理念、目的及び養成する人材像」と合致するため、本学では2012年7月に申請し、同年9月認定を受けた。以下は2012年7月の申請時の提出書類の内容である。

〈主となる学部・学科の教育目標〉

本学学則に定められている通り、本学は教育基本法・学校教育法及び建学の精神に基づき、教育を社会との関連において捉え、他者理解を根底においた創造的な知性と豊かな人間性及び高度情報化社会に対応できる諸能力をそなえ、我が国及び国際社会の発展に寄与する主体性のある人材の育成を目的とする。

この教育目的を果たすべく、4つの教育方針を掲げている。

- 1 国際的な視野を持ち、自己や自国文化および多様な他者に対する理解力に裏付けられた国際社会に貢献する人材の育成を目指す。

- 2 国際的な協調、国際的な理解があらゆる分野で望まれている国家的要請に応え、異なる他者とのコミュニケーションを実現していくツールとして、コンピュータ技術を習得するとともに、社会で英語を使いこなせる英語コミュニケーション能力に長けた人材を育成する。
- 3 教養を単に知識に止めるのではなく、体験を通じて身につけることにより自発的に国際社会に貢献しうる人材を育成する。
- 4 多様化する社会に対応するため、異文化への理解、尊重や交流、グローバルな視野で多角的に思考し、行動する質の高い人材の育成を目指す。

〈当該資格の教育目標〉

本学が目指す教育を社会との関連において捉え、他者理解を根底においた創造的な知性と豊かな人間性及び高度情報化社会に対応できる諸能力をそなえ、我が国及び国際社会の発展に寄与する主体性のある人材養成として4つの教育方針を掲げている。特に、本学教育方針3及び4は実社会を実践の場としてとらえ、社会で自立できるよう、問題意識や問題解決能力を高め、自らのキャリアを考え、能力開発していくことを目標とすることから、学部教育の目標と合致するものである。

〈当該資格課程の全教育課程における位置付け〉

全教育課程（卒業要件科目の教育課程）の基礎科目では「キャリア・デザイン1～6」を学年として1学年から3学年まで必修となっている。当該資格課程は3科目を除きすべてが全教育課程となっており、3科目についてもプレゼンテーション実務士の教育課程の必修科目であることから、多くの学生が履修しやすくなるように工夫してある。全教育課程の履修モデル・コースとして「ビジネスコミュニケーション・コース」を設定するが、実践キャリア実務士は、特にこのコ

ースを履修する学生の教育目標とも合致しており、全面的に履修を推奨していく。

選択科目Ⅰ群では「実践キャリア考」「大学の基礎教育」「ビジネス基礎」「人間行動」「現代社会」にそれぞれすべてに科目を配置する。なお、既設としてプレゼンテーション実務士の教育課程もあり、実践キャリア実務士資格の教育課程も本学の教育目標及び人材養成とも合致している。また、「Ⅱ群 合的実践実務分野」においても実践キャリア実務の趣旨を鑑み、2単位は選択必修として履修させる。

キャリア教育導入にあたり平成25年度より学則変更により全教育課程のICT教育の内容も理論から実際の活用を重視した内容へと変更し、平成23年度新入生よりipadを無償貸与も実施。新たに「ビジネス・コミュニケーション」「国際経営」「国際金融」など職業やビジネス界に関する知識を深めるための科目も配置した。また、インターンシップやボランティアなどの科目はこれまで通りそのまま継続して配置することによって職業生活、市民生活に対する問題意識を高め社会的・職業的自立のための基礎力育成に寄与できるものである。

(3) 日本語教員

本学は国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科という性格から、当初より留学生の受け入れについては強く意識してきた。短大時代より中国・大連外国語学院をはじめ、中国との大学との交流もある。これを強く意識して日本語教員養成課程の教育課程を2004年4月の開学当時より開講した。本学日本語教員養成課程修了証に関する規程の教育課程にその趣旨が記載されているので紹介しておきたい。

(教育課程)

第2条 武蔵野学院大学（以下「本学」という）の学生で、日本語を母語としない人に日本語や日本に関することを教える

日本語教員となるために社会、文化、教育、言語に関する領域を学び、文化庁、「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」の『日本語教員のための教員養成について』に基づいて修了証発行に必要な単位が取得できるように教育課程を設ける。

日本語教員については日本人が日本語を母語としない外国人に日本語を教える場合と留学生が将来日本語教員となることのふたつを想定している。何れも本学の「建学の精神」や国際人であること、国際貢献を目指すものとして本学の教育理念や養成する人材像に合致するものである。

エピローグ

人材認証制度は就職におけるミスマッチングの回避が大きな目的であろうが、文部科学省が元来目指していた「教育支援人材」がむしろ重要でないかと考える。特にボランティア活動などはかなり有効であると思える。しかし、昨今の就職時におけるミスマッチングが就職活動の在り方自体に大きな影響を与えているため、「人材認証制度のニーズ及びマッチングに関する調査研究」が毎年文部科学省主催で実施されている。しかし、人材認証制度を就職活動やキャリア教育に直結し過ぎることは、教育が本来目指すべき「人格の完成」「心を豊かにする」といったことから大きく離れてしまう危険性も持ち合わせていることを忘れてはならないだろう。私見であるが、本学の人材認証制度の活用は「学習機会的手段として、また、学習の成果を生かす手段」⁽²⁾である。本学の養成する人材像と活用している人材認証制度は前述の通りマッチングしている。今後はその活用度をさらに活発化させ、その延長線上として就職とのマッチングというよりは、様々な場面や機会等での学習の成果を発揮してもらいたい。

注

(1) 文部科学省委託／株式会社リベルタス・コンサルティング『人材認証制度のニーズ及びマッチングに関する調査研究』

(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_ics_files/afieldfile/2013/03/29/1321434_18.pdf)(2013年12月29日アクセス)

(2) 船木茂人「人材認証制度」

(<http://ejiten.javae.or.jp/content.php?c=TWpJMk9EWTE%3D>)(2013年12月29日アクセス)

【キーワード】 教育課程、養成する人材像、人材認証制度

*本稿は『武蔵野学院大学・武蔵野短期大学教務関係報告書』（武蔵野学院大学教務部委員会・武蔵野短期大学教務部委員会、2013年11月）で取り上げた「第8章 免許・資格関係」や『武蔵野学院大学FD報告書（平成16年度～平成24年度）』（武蔵野学院大学教務部委員会、2013年6月）の「第3章 教育課程と資格」を「人材認証制度」の観点から再考したものである。

プロローグ

国立音楽大学時代（教育音楽科）の授業は教育理論より音楽実技の授業であった。大学卒業後はヤマハ株式会社で、また同時に音楽教室「Klingen Klingen」に参加をし、職業として音楽に関わってきた。さらに高等学校における音楽科教員として約20年に渡り音楽教育に携わることとなった。ここでは自分史を通して音楽に関する考え方の変遷を辿り、音楽教育に関する自己のFD(Faculty Development)としたい。

1 「大学時代の音楽に対する考え方」について

筆者は幼いころからクラシック音楽に囲まれて生活して来ましたため、クラシック以外の音楽に囲まれている子供達がどのような情緒的な発育の違いがあるかを卒業論文の主なテーマとした。特に学校や校外での音楽環境と子供達の関係について調べてみた。

もし子供達に対する影響があればどのような対処が一番良いかを考え、学校や家庭での音楽環境を比較してみた。当時、筆者は子供達にピアノやソルフェージュ、リトミックなど教えていたので、それらの生徒を中心にアンケートを取ってみた。その調査結果が卒業論文となったが、その後、ヤマハ等で色々な音楽と出会い、幅広い音楽が子供達を育むことを知った。音楽は色々な人の好みと感性によって作られる事も改めて知るに至った。以上は卒業論文「小学生児童における音楽環境の考察」の趣旨である。

また、卒業演奏（ピアノ）では、リスト作曲「リゴレット・パラフレーズ」を選択した。これはピアノ実技試験が優秀だった学生だけが演奏できる大学主催の演奏会で弾いた曲である。この曲を卒業試験の曲にも選択した。フランツ・リスト (Franz Liszt, 1811-1886) は別名「ピア

「ノの魔術師」とも呼ばれ、当時の筆者もリストの演奏技術にあこがれ、魔術師のように弾きたいと思い、演奏会で弾く曲はリストだと決めていた。リストはリサイタルという形を初めて作った人物でもあり、交響詩の創始者として知られる作曲家である。この曲は、ヴェルディ作曲 オペラ「リゴレット」が原曲で、リストが演奏会用に編曲しピアノ曲にしたそうです。この曲に出会って、ピアノという鍵盤楽器はオーケストラの音色からアリアのように歌う音色など、ひとつひとつの音が表現できる楽器だとあらためて思った曲である。大学時代の恩師である国立音楽大学教授・大原崇子先生(ショパン国際ピアノコンクール in Asia 審査員、(財)日本ピアノ教育連盟評議委員、等)は演奏技術のみ完璧であれば良いと思っていた筆者の間違えに気付かせて下さった恩師である。生徒には技術を教えることはもちろんであるが、たったひとつ音色を変えるだけで幅広い表現が可能な楽器だと教える原点となった。

2 「ヤマハ時代の音楽に対する考え方」について

音楽は歌以外の場合、そこには楽器という媒体が必要である。自分が触れて来なかった様々な楽器を扱うヤマハで仕事をする中で、人々が必要とする思いもなかった楽器の現物に出会うことができた。展示会等では相談にのらせていただく事も多く、楽器でまさに音楽をしようとしている方の悩み、要望を聞くことは何を音楽を通じて表現しようとしているのかという人々の気持ちを理解することにつながった。教育現場とはまた違ってクラシック音楽もポピュラーも唱歌も演歌も横一線の環境は音楽がどう人々の生活に入っているか知ることにもなった。クラシック音楽も当時の流行りものあり、まさしくポピュラー音楽であったということもこの当時、実感したことのひとつである。この頃、リズム、コードネーム 等、クラシック音楽とはまた違った音楽の組み立て方を実践しながら学んだ。成立過程は違っても音楽の向う所は一緒、「人の心に・・・」というとても大切な事を学べた時代でもあった。毎

週 2 回、関東甲信越のヤマハにて、展示会、社員研修、コンサートを行った。社員研修は、楽器を使う対象年齢によって演奏ソフトの曲を使うアドバイスや電子楽器の使い方など、それぞれの楽器の特長をアピールするなど展示会を含み演奏を行った。社員研修以外の業務は、30 分～1 時間のコンサートが多かった。来場者の反応をつねに見ながらのコンサートであった。親子が多ければ、当時流行った児童向けの歌や手遊び、大人の方が多ければ、その年齢に合う曲を演奏した。ヤマハ時代の音楽は、クラシックしか知らなかった大学時代の音楽では通用せず、つねにお客様が反応する曲、歌いたい・聴きたい曲が必要だということを痛感させられた。クラシック以外のジャンル（ポピュラー音楽）のリズムやコードネームなど必要なものを電子楽器用にアレンジすることができるようになった。これは現在 高校の教壇で合奏の楽譜を作るのにとっても役立っている。人はどのような曲を求めているのかを考え、関東甲信越のヤマハでは地域性、季節、客層を考えた（クリスマスコンサートなど）曲を選んできた。

3 「教室を開いてからの音楽に対する考え方」について

Klingen Klingen という音楽教室に参加し、ここでは 3 歳から 82 歳まで、読譜やリトミック、手遊びなどを一般の方から音大受験生や宝塚音楽学校での受験生、体の不自由な方などを教えている。これまでの経験を生かし、その年代や時代に合った音楽を演奏したり歌ったり、臨機応変に対応している。特に幼児は歌やリズムから教えると大人より柔軟な理解力があり、想像以上に表現力に優れているので、これをうまく伸ばしながら、入学前からピアノを教えている。時にはお話しだけでレッスン時間の大半を使うこともあるが、それはレッスンが嫌いなのではなく、その子の外に気持ちを出したいという姿勢を大事にしたいからである。本来の音楽は自分の気持ちを表現することが大きな基礎となる。その行為をまず認め、それを音の表現につなげていきたいと考えているか

らだ。今日の出来事をお話ししたり、逆にお話しが苦手な生徒は歌やリズム、ピアノなど演奏するとその子が持っている感情や心の動きが音に出てくることがある。大人もそうであるが、なかなか自分を出すことが難しくなる年齢でも、音楽を通して自己を解放できた時、生徒は笑顔になって教室から家へ帰ります。堅苦しいだけの音楽教室から一歩進み、音を本当の意味で自分の生き方とからめ、楽しむのが音楽でありテクニク的な勉強だけでなく、ひとりひとりを大事に音楽の心を伸ばしてあげられる教室にしたいと考えている。

4 「高等学校等で音楽科教員として教壇にたつてからの音楽に対する考え方」について

高校では教科書に沿った授業をしながら色々な楽器に触れさせ演奏させている。趣味以外に音楽を学ぶのは人生の中で高校生活最後の年だと思えるので、学問的な事もこの時期ふくらませ、人生の思い出になるように心がけている。筆者の高校時代はクラシックしか学ばなかったこともあり、余計に生徒には色々な音楽に触れさせたいと思っている。高校1、2年生は基本的な事を教授している。各人が将来海外で活躍しても恥ずかしくないように日本人のアイデンティティにあふれた音楽からポピュラー音楽、クラシック音楽まで歌や作曲家に関する事を教授している。生徒には授業で学んだ中から自分に合った音楽を選んで人生を豊かに過ごしてくれれば良いと考えている。例えば、たった一つの音楽（ジャンル）しか興味を持っていない生徒も、この世の中はもっと沢山の音楽があふれているので、視野を広くしてほしいと考えている。高校3年生は受験や進学などで、心と体のバランスを崩している生徒にも気が付くことがある。高校1、2年生では見たこともない様な疲れた顔つきをしており、せめて50分の授業だけでも笑顔で勉強をしてくれたらと考えている。ウィリアム・シェイクスピア (William Shakespeare, 1564-1616)の喜劇『十二夜』の第1幕第1場での「音楽が恋する心のか

てなら、もっと続けてくれ」のセリフにもある通り、音楽には心を癒す効果があることは知られている。歌やリズム作曲、合奏（ハンド・ベル合奏や鉄琴・木琴とキーボードの合奏）など、各自生徒自身が興味ある楽器に触れさせている。合奏する曲も流行りの曲やディズニーなどの曲を生徒自ら選び、アレンジし、生徒自身が考える授業形態も実践している。

エピローグ

『高等学校学習指導要領』の「第2章 各教科 第5節」によれば、音楽の教育目標は次の通りである。

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

筆者のこれまでのヤマハでのキャリア、そして音楽科教員として触れてきて生徒が音楽と今後どのように接していくかはわからないが、教科としての音楽は離れても「音楽環境」を抜きして今後の人生を考えることもないだろう。昨今の幼保一体化の流れから『幼稚園教育要領』及び『保育所保育指針』も改定され、「保育の内容」に関しては乳幼児に対する「遊び」が注目を浴びている。特に『保育所保育指針』の「保育の内容」については「保育士等と一緒に歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かして遊ぶ」が新しく付け加えられた。いまや保育所も教育の一翼を担う段階に入りつつあるが、保育所や幼稚園教育において、音楽を感じること、「表現」することが取り上げられたことは「音楽教育」「音楽環境」が幼児期に於いて重要であることがあらためて確認できた。今後、幼児教育者・保育者養成に携わることもあり、『保育所保育指針』『幼稚園教育要領』における音楽教育の取扱いについて今後の

研究課題としたい。

参考文献

『高等学校学習指導要領』

『幼稚園教育要領』

『保育所保育指針』

【キーワード】 音楽教育、音楽環境、リズム

執筆者一覧

佐々木 隆 武蔵野学院大学教授・教務部長
田尻 真珠 武蔵野高等学校非常勤講師

武蔵野教育研究会 第3巻第1号

2014年2月25日 発行

武蔵野教育研究会 編集・発行

〒350-1328

埼玉県狭山市広瀬台3丁目26番1号

武蔵野教育研究会事務局

武蔵野学院大学 佐々木隆研究室